

るにはある程度機構というものはつきりさせてから進まない、実施してからすぐにやめるということではまずいと思ひますので、そういう点で研究段階にありますので「即」ということはちょっとできないということでございます。

○福祉事務所長(森田猛君)　ご質問の生活保護家庭に対します市独自の年末の対策でございますが、この点につきましてはすでに十二月三日に国の関係で期末一時扶助と申しまして、一人当たり四千四百七十円支給されております。なおこれは厚生委員会のご了承を得たわけでございますが、都の施策としまして十一月に、世帯によって違ひますが最低三千円、最高七千円を今年度も支給してございます。それから市の関係につきましては議会の議決を得まして、いわゆる扶助費の中の法的な予算を充用させていただきまして、これを有効に生かしていきたいというようなことで、いまわれわれのほうで準備を進めておりますが、一応収入認定の関係等がございますので、現在までは物資を贈っておりますが、これも東京都、厚生省等の関係も話合いがございましたので、今回は現金を支給しようではないかというふうに考えておるわけでござい

す。額につきましてはまだ決裁をいたたいておりませんので、はつきり申し上げられません。予算の範囲内でやっていきたいというふうに考えております。

それからなお現在実施しております歳末助け合い運動——これは社会福祉協議会が実施しておりますが——二十五日までの期間になっております。配分につきましては民生委員に一任されておりますので、前年を下回らない程度というふうに考えております。と申しますのは生活保護世帯につきましては一人当たり昨年が二千円、それから法的に扶助のないいわゆるボーダーライン、要保護家庭につきましては、隠れていて非常にたいへんであるというところで、福生市といたしましては歳末助け合いでいただきました尊いお金をそのほうに余計に見舞金としてあげるということで、昨年も一人六千円支給してございます。そのような方法でもって本年度も昨年を下回ることにはあり得ないというふうに考えております。いわゆる法的な援護をそういう方法で実施していきたいというふうに考えております。

○十番(松山清君)　一審目については担当課長からの答弁もありましたが、

早急に答申等も出していただくために、福生市の担当者としてしましても努力していただきまして、そういうものがやはり幾らかでも財源として確保できるために、今後努力を十分やっていたいただきたいと思ひますので要望しておきます。

それから二番目の問題ですが、所長の説明で今後そのあたりで実現のために努力をしていただきたいと思います。

産直の問題になります。即できないということですが、市長は大分前の議会のときにはそういうものもやりたいということ、実現のために努力していくという答弁がなされていたと思ひます。それではいままでの期間何をやってたのかということになるわけです。半年間以上あったわけですから。即できないというきわめて素っ気ない返事をいただきますと、その期間担当課として何をやってきたのか、そして業者間の組合を育成していくということにしましても商工会にまかせっ放しなのかということも出てくるのじゃないかと思ひます。もちろんいろいろ実情に詳しいのは商工会だと思ひますが、市の経済課においても商工会等とよく打ち合わせをし、それをやるということ、で強力に押し進めなければ、こ

いう問題はいつまでたってもできないと思ひます。そういう点でいまだにこの

問題の調査、研究費という形のもので予算に出てこないわけですが、これ

では姿勢を疑わざるを得ないと思ひます。もちろん福生市の実情に合

ったやり方というものが当然あるわけですから、その点についてどうこう言

うわけじゃありませんが、実情に合った中で福生市の小売業者もそれによ

って営業がうまくいく、また消費者もそれによって利点を得るとい

うような方式をとにかく担当のほうとしても考えていただまして実現

のために努力されるようお願いをいたします。

それからバスの運行については浅見課長のほうから答弁がありまし
たが、いろいろと道路問題等むずかしい問題もあらうかと思ひますが、
市側にいたしましても条件の整備等をやっていかなければならぬ
と思ひますので、そういう点で今後とも努力して早急に実現されるよ
うお願いをする次第であります。

○庶務課長兼経済課長(生子国利君) 私のほうで「即できない」というの
は申しわけないんですが「即できない」ということは、ここ二、三カ月の間にや
れるということではなく、現在ではちょっとむずかしいということ、しか

し姿勢として当然産直というものを考え合わせてやるべきだと思
いますか、いつまでできるかということになりますと、いまの時点ではちよ
とむずかしいということです。十分検討いたしまして意に沿うように努力い
たしたいと思ひます。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

午前十二時 休憩

午後二時十分 開議

○議長(塩野鉄之助君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第四議案第百三十八号福生市組織条例の一部を改正する
条例を議題といたします。

朗読を省略し、ただちに本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 議案第百三十八号福生市組織条例の一部を改

正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本件はご案内のとおり来年二月一日に福生市の水道が東京都に一元
化されることに伴いまして、関係条例が^{廃止}止されますので、したがって福
生市水道事業の設置等に関する条例に規定されておりました水道
課の組織を一般の組織の中に組み入れようとするものでございまして、第一
条につきましては福生市の「課」の組織を規定しており、現在十二課ござ
います。が、「用地課」の次に今度は「水道課」を加えようとするものでござい
ます。

第二条におきましてはそれぞれの課の所管事項を規定しております
が、水道課の所管事項として受託水道事業に関することを加えよ
うとするものでございまして、先ほど申しましたように、この条例について
は一元化の時点である昭和五十年二月一日から施行しようというものでご
ざいます。

簡単でございますが提案理由の説明といたします。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

○五番(川窪清一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百三十八号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おはかりいたします。ただいま川窪清一君から所定の賛

成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し原案のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よって議案第百三十八号は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長(塩野鉄之助君) 日程第五議案第百三十九号福生市職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、ただちに本案について提案理由の説明を求めます。

(秘書職員課長高水求君登壇)

○秘書職員課長(高水求君) ご指名がございましたので、議案第百三十九号福生市職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容についてご説明申し上げたいと思います。

本案は百三十八号と同じような趣旨でございまして、東京都の水道事業に福生市の水道事業を統合することに伴いまして従来の定数条例の中に企業職員として三十五名の定数を規定してあったのでございしますが、今回東京都の水道に一元化するに伴いまして、受託事業となりますので公営企業を廃止いたしましたして、それを市長部局の職員の中に統合しようとするものでございます。従来二百七十五人であったものに三十五名を足しまして三百十人というものが条例上の定数でございします。したがって総定員数におきましては従来どおり四百二十名という定数は変わらないわけでございます。ご参考までに申し上げますと、現在総定員数が四百二十人に対しまして、実数は三百九十三人が事務吏員としてある次第でございします。なにとぞ慎重ご審議の上、原案どおりご可決くださいますようお願い



い申し上げまして説明いたします。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

○五番(川窪清一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百三十九号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おはかりいたします。ただいま川窪清一君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よって議案第百三十九号は原案どおり可決いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 次に日程第六より日程第九までの四議案を一括上程いたします。

日程第六議案第四十号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第七議案第四十一号福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第八議案第百四十二号福生市教育委員会委員長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

日程第九議案第百四十三号非常勤の特別職の職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

以上四議案を一括して議題といたします。

本四案について提案理由の説明を求めます。

(秘書職員課長 高水求君 登壇)

○秘書職員課長(高水求君) ご指名によりまして、議案第百四十号から百四十三号までの四議案について提案理由の説明及びその内容についてご説明申し上げます。

たいと思います。

本四議案に共通の趣旨といたしましては、昨年来の物価高騰並びに今年四月に施行されました一般職員の給与の改定、その他、他市との均衡というものを考慮いたしましたして、現在の特別職の給与並びに議員の報酬等について、去る十一月五日市長は報酬審議会を設置いたしました同日ここに、ただいま申し上げました特別職の給与並びに議員の報酬等の額並びにその実施時期等について諮問いたしました次第でございます。

それ以来十一月五日を皮切りに八日、十二日、十五日、二十日と都合五日間にわたりまして慎重なる審議が報酬審議会で論議されたわけでございますが、報酬審議会の中におきまして、本年の一月にこれらの特別職の給与並びに議員の報酬等につきまして改定をいたしました次第でございます。一年の間に二度給与の改定をするということにつきましては、いろいろ意見もあった次第でございますが、諸般の情勢を考え、あらゆる面から検討してきた次第でございます。すなわち財政規模の問題あるいは經常収支率の点、あるいは類似団体との比較あるいは議会費の一般財源に対する割合、一般職員との比較、税収の伸び率、議会等の開催数あるいは消費者物価指数

あるいは経済の見通しと中小企業の現状等をつぶさに、いろいろな資料をもって検討してきた次第でありますけれども、最終的には十一月二十日に、本日提案をされておりますような数値の答申を得たわけでございます。したがって市長におきましては今回ここに、それらの答申の趣旨を尊重いたしまして、提案した次第でございます。

議案第四百十号につきましては、議会の議員の報酬並びに費用弁償等に関する各条例でございますが、第一条に「十三万九千円」を「十六万五千円」に、これは一八・七％でございます。それから「十二万八千円」を「十四万円」、一八・六％でございます。「十萬九千円」を「十三万円」に、これは一九・二七％、それから「十萬二千円」を「十二萬五千円」に、これは二三・七六％。平均アップ率といたしましては議長さんはじめ議員さんまでの平均は二二・四％でございます。これに要する所要経費といたしましては、初年度において四百二十万程度が必要かと思えます。施行期日につきましては四十九年十二月一日に遡及適用をさせていただきます、いままで払っております報酬については改正後の条例の内払いとみなすということとで経過規定を附則にうたわせたいたいた次第でございます。

議案第四十一号につきましましては、市長並びに助役の給与でございますが、ここに掲げてありますとおり市長三十六万七千円に、これはいままで三十二万八千円でございますので一五、四六%のアップ率でございます。助役は従来二十七万一千円でございますでしたが、三十二万九千円で一七、九六%。収入役は二十五万八千円を三十一万六千円で一八、六〇%。平均が一七、二%になります。これらの所要経費といたしましては初年度にあきましては百九十万程度でございます。附則にあきましては百四十一号議案と全く同様の趣旨でございます。

議案第百四十二号は教育委員会の教育長の給与でございますが、これは収入役の給与と全く同じでございます。一八、六〇%アップいたしましたして二十五万八千円から三十一万六千円ということに改めた次第でございます。附則にあきましては前と同様でございます。

次が議案第百四十三号でございますが、これは議員さんを除きまして各非常勤の特別職の職員の報酬改定でございますが、これは議員さんの報酬の改定額に準じまして、行政委員会の委員につきましては平均二三、七五%を現行の報酬に東じまして得た額で、百円未満を四捨五入いたしましたして、ここに教育委員会の委員長さんから農業委員会まで月額報酬につきまして、カ

ギカッコ内の数字に変えさせていただいた次第でございます。それから土地

区画整理評価員の次に、現在審議されております基本構想審議会の委員を新たにここに加えたことでございます。それから教育委員会の付属機関であります体育指導員、社会教育委員、それから文化財専門委員会の委員につきましては従来、月額で四百円ということ、ほかの委員さんの日額の五千五百円より低額でありますので、月額でありながら日額よりも低いということは不均衡でありましたので、これを月額で日額と同額の五千五百円にしたということでございます。行政事務連絡員につきましては一割のアップ。それからその他の非常勤特別職につきましては日額、月額は従来どおりでございますが、年額の十万円ということでございますが、これは保育園の嘱託医の報酬でございます。年額十万円以内ということでございます。現在は七万五千円だそうでございます。これらの非常勤特別職については日額は現行を据え置くということでございます。なぜ据え置くかと申しますと、現在の日額の五千五百円は二十六市との均衡を見ますと最高額でございますので、他市が二割ないし三割アップしても五千五百円以下になるということで、今回は日額については据え置くということにな

った次第でございます。施行期日及び内払い等のことについては前議案と同様でございます。

これらの四議案に要する初年度の財源といたしましては六百七十万から七百万未満ということであります。

なにとぞ慎重ご審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げまして、簡単でございますが説明にかえさせていただきます。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本四案に対する質疑を行ないます。

○十七番(関米吉君) ただいま提案理由のありました議案第百四十号から百四十三号ですが、これについてお尋ねいたします。

議案第百四十号に関しては初年度四百二十万程度、それから議案第百四十一号に対しては百九十万程度、百四十二号と百四十三号については説明は行なわれなかったわけでございますが、この四議案合わせまして初年度に要すべき予算の額は六百七十万ないし七百万というようなお話がございましたが、まず百四十二号と百四十三号はどのくらいであるかということが一点。それからこの四つの議案のすべてに関連し、さらにはまた日程第十の百四十四

号にも関連するわけでございますが、この問題について地方自治法二百二十二条との関連についてどのように考えておられるのか、この点について明確に答弁していただきたいと思ひます。

ご承知のとおり地方自治法二百二十二条は「普通地方公共団体の長は条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜらる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。」このように書かれてあるわけでございます。

さらに「この予算上の措置が適確に講ぜられる見込み」とは具体的にどういう場合かという「関係予算案が提出されたときである。」ということか三十一  
年九月二十八日の行政実例として自治省より示されてあるので、そのまま関係予算案が提出されたときであると解するのが当然であります。したがって、かかる議案については予算を提出してから提案すべきであつて、同一の会期中、すなわち本会期中に追加議案として出すとか、あるいは次の議会にこれを補正予算として出すというようなことは、本来自治法二百二十二条違反であることは明確にうたわれておるはずでございます。したがって、この関係議案すべてについて補正予算が全然提出されていないということは地方自治

法二百二十二条違反の提案であつて、撤回を要すべき議案であらうと思ひますが……いかかでしょうか。（「そのとおり、何考えてるんだ、全く」と呼ぶ者あり）これは非常に重大です。（「二百二十二条にちゃんと書いてあるんだよ」と呼ぶ者あり）議会はなめられている……。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） これより暫時休憩いたします。

午後二時三十二分 休憩

午後三時十三分 開議

○議長（塩野鉄之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○秘書職員課長（高水末君） 関議員さんの数字のご質問がございましたので、それについて先に説明させていただきます。

私のほうで説明が不十分でございましたが、百四十一号の所要額として初年度百九十四万余円と申し上げたのは、これは百四十二号の教育長を含めていわゆる市長を含めた四役の所要額でございます。その他の非常勤につきましては六十三万程度でございます。合わせて六百七十万から

七百万未満ということでございます。

○企画財政課長（上野重勝君） 先ほどの関議員さんのご質問についてお答えを申し上げます。

ご質問にありました昭和三十一年の行政課長通達でございますが、これは都道府県から四つの項目にわたりました。質問されました、そのうちで三項に、関連予算が議会に提出されたときをもって適確に処理されたんだというようなことがございますが、これは三項目にしろ、うち一項の答弁ということでございます。いまして総体的な解釈といたしましては、予算という統一的な財政計画の中で当然条例も実績に合わせなくてはならないという見解がございまして、ただいまの通達については訓示規定でございまして、違法性ということについてはございせんが、長としては当然それに沿って努力をしなくてはならないということでございますので、今後私もとしては十分注意をいたしまして、そのようにさせていただきたいと思ひますのでご了承をいただきたいと思います。

○十七番（関米吉君） ただいまご答弁いただきましたが、いま答弁にありましたとおり、正に地方自治法二百二十二条は訓示的な規定でございまして、仮にこ

うした二百二十二条に違反するような条例の提案であっても、この訓示的規定という法性格からいいますと、これが合法的な本議会におきまして成立すれば法理論からはおっしゃられたとおり、正に有効に成立した条例ということかといえるということば、いまご答弁のあったとおり私も同様な解釈をもつものでございます。しかしながらその裏づけという面から有効に成立するとはみなされる法律論からは別段に違法性をとがめられないとしても、政治的な責任という面からは好ましい問題ではないとも考えられます。先月の三十日の全員協議において本問題につきましては、かなり突っ込んだ皆さま方の討議が行なわれておったようでございますが、当日は、私が所用でその問題の経過というものはちょっとわからなかったわけでございますが、いずれにせよ上野課長から今後そういった点には十二分に気をつけるというような答弁がございましたので、今後こういうことのないように、同時にせっかく法理論的に有効な条例であっても、その後には努力されるべき予算というものを早期に編成するということは大事なことでございますので、どうかそういった点について十二分な努力をお願いしたいと思っております。

○十番

(松山 清君)

何点が質問いたします。

初年度についての総額がいくら出た

わけですが、平年度になりますと一千万を上回る額になるわけでありまして、そういう点で一つは、こういう問題が出る度に質問するんですが、報酬審議会が出した答申の内容について発表をしていただきたいと思っております。

それからやはり報酬審議会をつくれればいいんだということではなくて、時節からまた先ほどの一般質問の中にもありました、財政危機が伝えられていてという中で、一般財源が非常に逼迫している中で、これが全部一般財源で出されるわけですから、少なくともこういう時期であれば広く市民の声を聞く、報酬審議会委員だけの数人の意見でなくて本当の低所得者とかその他各階層の市民の意見を広く聞くということで、公聴会等も当然開くべきだと思っておりますが、そういう点についてお聞きしたいと思っております。

それから今回この条例が出されたわけですが、先ほどの地方自治法二百二十二条の問題ですが、そういうものがある中でこれを提案するというのであれば、非常にお手盛的な提案であるというそしりは免れ得ないと思っております。その点をどういうふうに考えているかも一度お尋ねいたします。